

教県第1724-2号
令和4年1月17日

各市町村教育委員会教育長
県内各中学校長
総務部総務私学課長
各教育事務所長
義務教育課長

殿

県教育庁県立学校教育課
課長 玉城 学
(公印省略)

まん延防止等重点措置下における推薦入試実技検査等の対応について（依頼）

県立高等学校入学者選抜推薦入学については、「まん延防止等重点措置下における推薦入試の対応について」（令和4年1月7日付け教県第1677-2号県教育庁県立学校教育課長通知）において、「面接は原則として中止」することを通知したところです。

各高等学校においては、感染症対策を講じた上で実技検査等の実施に向けて準備しているところですが、本県における新型コロナウイルス感染症の爆発的な感染拡大の現状を踏まえ、感染症の罹患者や濃厚接触者にあたる受検生（以下、「当該受検生」という。）に対して、下記の対応を特例として認めることとしました。

つきましては、各教育事務所にあつては、管下の市町村教育委員会に対して、また各市町村教育委員会にあつては、貴管下の中学校へ、中学校においては、職員、生徒、保護者へ周知の上、対応をお願いいたします。

記

- 1 提出された書類等に基づき、総合的に合否が判定できる場合、当該受検生に対して、実技検査等（個性表現を含む）を免除することを可とする。
- 2 当該受検生の健康観察期間等を考慮して、検査日については、学校の実情に応じて、柔軟に対応することを可とする。

※各中学校においては、出願前後に、新型コロナウイルス感染症に罹患、もしくは濃厚接触者となった受検者が出た場合は、志願先高等学校へ速やかに連絡をお願いします。